

名高裁総第931号

令和5年12月25日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 八 木 一 洋

令和5年度名古屋高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果
の要旨について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

<令和5年度調停運営協議会>

【協議問題】

- 1 利用者のニーズ等を踏まえたメリハリのある調停運営を実現するための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について（民事調停関係及び家事調停関係共通）
- 2 秘匿情報の管理を適切に行うための調停委員の役割や職種間連携の在り方を含めた具体的な方策について（民事調停関係及び家事調停関係共通）
- 3 調停手続におけるウェブ会議の効果的な活用について（家事調停関係）

1 協議事項1について

(1) メリハリのある事情聴取等に関する取組状況について

- ・ 各当事者から何をどれくらい聴取するか、相調停委員と事前打ち合わせをしっかりと行い、論点を絞ってロードマップに従って進めている。
- ・ メリハリのある調停運営については、調停委員の意識も高まっている。調停成立のためのポイントを踏まえた事情聴取を行い、適時に評議を入れることができるよう、調停委員会としての案を早期に検討するようになった。

(2) 事情聴取、時間設定、期日間準備及び評議の充実について

- ・ 1回の調停期日の目安時間は120分であり、その枠の中で各当事者から、1人1回30分の事情聴取を2回行うことを基本としている。期日の最初に時間枠を当事者に伝え、当日の進行について見通しを立ててもらっている。
- ・ 当事者に目安時間を示すことは、限られた調停の時間の中で、

成立に向けた行動をとる必要があるという意識の醸成につながっている。

- ・ 調停期日の終わりの時間を使用し、双方代理人に立会してもらって次回期日までの準備事項を確認している。同席可能であれば、本人同士の場合でも同じように確認しており、その結果を書面に記載して交付している。
- ・ 期日間準備事項については、提出期限をしっかりと設定し、書記官から随時、督促してもらっている。
- ・ メリハリのある調停運営に評議は有効であるが、裁判官が非常に繁忙であるため、評議のために当事者を待たせてしまうこともよくあるので、評議の入れ方には難しい面もある。
- ・ 何を評議したいのかポイントを整理した上で、調停委員から裁判官に声掛けを行っている。

(3) 研修や座談会での工夫例

- ・ 裁判所主催の研修以外に、調停協会独自の研修を行っており、法改正や新制度に関する研修を企画し、知見充実に取り組んでいる。

【裁判官のコメント】

- ・ 調停の解決としては調停を成立させることが最も望ましいのであろうが、不成立や取下げの結果となっても、裁判所を利用して良かったと思ってもらえるような調停を心がけていただきたい。それは、当事者に、自分が言いたいことの趣旨を調停で十分聞いてもらえたと感じてもらうとともに、調停委員からの説明で、自分の言い分に沿った形では解決できないと分かってもらうことである。そのためには、単に当事者が満足するまで話を聞くというのではなく、調停委員が分かりやすい説明を行い、当事者に納得してもら

うことの方が重要である。

- ・ 調停のそれぞれの段階で、どういった方法が最も充実した調停の進行に資するかは変わっていく。例えば、調停期日の2時間の枠に固執せず、もう少しで解決しそうならば時間を延長するとか、局面によって1時間で終わりそうであれば、午後の二枠目を利用することも検討するとか、目的意識をもって調停に取り組んでいただきたい。

2 協議事項2について

(1) 当事者から提出された情報について秘匿決定がされた場合の当該情報の記録上の取扱いについて

- ・ 住所について秘匿決定した事案に接したが、秘匿情報は記録上別冊にされ、調停委員にはその別冊が渡されない運用がとられている。
- ・ 具体的な事例に接した経験はないが、秘匿決定がされた場合は、秘匿情報が意図せず漏れてしまわないよう、生の記録と別にマスキングされた記録を作成し、調停委員にはマスキングされた記録が渡される運用となっている。
- ・ 秘匿情報がある場合、青色分界紙でその他の情報と区別して記録に綴られることになっている。

(2) 秘匿情報や非開示希望情報の管理を適切に行うための調停委員の役割や職種間連携の在り方について

- ・ 当事者から非開示希望情報が提出された場合、書記官からその旨の注意喚起がされる。加えて、非開示希望情報が存在することが、記録上に明示され、書記官と認識共有がされている。
- ・ 当事者から書類の提出がされた場合、相手方もこの情報を見ることになるという説明を必ず行い、相手方に知られたくない情報

があるのであれば、裁判所に提出しないよう働きかけている。それでもそのような書類を提出する当事者には、非開示希望申出などの手続を案内している。

- ・ 非開示希望申出の運用と当事者間秘匿制度を説明した書面を、書記官から事前に送付している。期日当日、調停委員から、これらの運用や制度の違い、特徴について説明してから調停を開始している。特に、住所の記載については調停調書等に記載されるといふ説明を行っている。

(3) その他、調停における情報管理に調停委員が果たす役割について

- ・ 誹謗中傷など紛争を助長するおそれのある情報が含まれた書類は、理由を説明し、提出を避けるよう働きかけている。当事者が提出にこだわる場合は、評議を入れて裁判所と情報共有をしている。
- ・ 続行期日において当事者から書面が提出された場合、内容を読み、懸念される部分がないか確認したのち、相手方に渡しても大丈夫かどうかについて、直接提出者に確認するようにしている。

【裁判官のコメント】

秘匿情報の取扱いについては、ある程度統一的な運用をした方が混乱が少ないと考える。今後も工夫例や取組例を御紹介いただき、運用の改善につなげていきたいと考える。

3 協議事項3について

(1) ウェブ調停を使用した感想

- ・ 調停開始時に、うまく接続ができず時間がかかることもあるが、電話会議と違い当事者の表情が見えるので、相手が理解しているか把握がしやすい。
- ・ ウェブ会議を使うと画面に集中しているせいか、話が散漫にな

らず、メリハリをつけやすいと感じる。

- ・ ウェブ会議は実際利用してみると、難しくなく使いやすい。控え室に当事者を呼びに行く時間も省略できる。訴訟手続で、既にウェブ会議を使ったことのある弁護士も多く、抵抗感を示されることは少ない。
- ・ 代理人だけでなく本人にまでウェブ会議の利用が広がった場合は、録音・録画の懸念など不安材料もある。
- ・ 電話会議だと代理人と本人のどちらがしゃべっているか分からないこともあったが、ウェブ会議ではそれがない。電話会議で厳しいことを言っていた代理人が、ウェブ会議になった途端、顔が見えるようになったためか、態度が軟化したという効果もあった。
- ・ 当事者が遠方に居住している事件だけでなく、DV事案や小さい子がいて出頭困難な事案でウェブ会議を活用している。DV事案では同じ庁舎内に相手方がいるだけで気分が悪くなる人もいて、ウェブ調停が利用でき良かったという感想があった。
- ・ 画面共有には、その場で提出資料を突き合わせて確認することができないとか、それぞれの当事者がどの資料に基づいて話をしているのかわかりにくいといった難点があり、似たような目録が複数ある遺産分割事件などで利用をする場合には注意を要する。

【裁判官のコメント】

先行庁としてウェブ会議を導入して2年近くがたったが、やってみたら便利で良かったという声が多かったので、今後導入される庁でも、ぜひ積極的に利用してほしい。

【参列員のコメント】

- ・ 実質的に秘匿を要しない情報であっても、裁判所には読んでほし

いが相手方には見せたくないというだけで、秘匿希望情報として提出する事例もあるが、そのような制度の利用は相当でないという議論がされていたので参考に紹介する。

- ウェブ調停は、DV事案のような高葛藤事案で有用だが、中には弁護士事務所に出頭していることが分かるだけで危険の生じる事案や、窓の外の景色が映るだけで居場所が特定され危ないという事案もあるので注意が必要である。
- 社会の進歩に合わせて裁判所の手続の運用も変えていく必要がある。デジタル化については、先行する民間企業等で使われている技術を取り入れ、裁判所でも早急に対応を進める必要がある。いろいろ課題が出てくるだろうが、全国どこの裁判所でも、同じような形で、速やかな解決につながる調停制度の実現を国民は期待している。